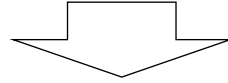


新たな水田政策（コメの中長期対策）の 基本的考え方・仕組み（案）

農林水産省

新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的考え方

農業の構造変化が見込まれる中で、将来にわたり国民に食料の安定供給を果たすため、**水田・畑に関わらず、土地生産性の向上（単収の向上）と労働生産性の向上（省力化、コスト削減）の双方を進め、多様な需要に応じた生産による田畑フル活用により食料安全保障の強化を図る。**



食料・農業・農村基本計画（令和7年4月閣議決定）に基づき、農業構造転換集中対策を講じつつ、生産面・需要面の双方を強化する**新たな水田政策を創設**する。

1 水田活用の直接支払交付金の抜本的見直し

- ① 非主食用米・業務用米の**生産性向上**
- ② 麦・大豆・飼料作物等の**作物ごとの生産性向上**
- ③ 産地交付金の見直し（施策効果の検証、配分方法の改善）

2 コメ・コメ加工品の輸出拡大、米粉の需要創出等の**国内外の需要拡大**

3 **中山間地域等直接支払・多面的機能支払の見直し、新たな環境直接支払の創設**

このほか、

- 主食用米の円滑な流通、官民の備蓄体制の確立
 - 食料システム法に基づくコストに見合う価格形成の促進
 - 稲作農業者のセーフティネット対策
- 等のコメの需給と価格の安定を図る措置を併せて講じる。

食料の安定供給に向けた現行支援策と見直しの方向性①

1 基本法では、「生産性向上」と「付加価値向上」により、将来にわたり国民への米をはじめとする食料の安定供給を確保し、「食料安全保障の確立」を図ることとしている。

このため、水活の見直しでは、作物ごとの単収向上等による生産性向上を図り、その他の支援策では、引き続き付加価値向上も図っていく。

【水活】

- 主食用の米のうち業務用以外の米については、従前どおり、対象外（単収向上にこだわらない）。
- 主食用の米のうち業務用米については、当面、単収向上等の支援を検討。
- 主食用以外の加工用・米粉用・輸出用等の米、自給率の低い麦・大豆や飼料作物については、単収向上等を支援。

※ 収量に応じた支援とするが、その単収の基準については、全国一律の平均値ではなく、地域差に配慮した形とする。また、災害等のやむを得ない事情による減少についても配慮するなど、地域の実情にあった形での支援とする。

- 産地交付金により、付加価値向上等も支援。

【環境直接支払交付金】

- 環境直接支払交付金により、付加価値向上等を支援。

【その他】

- 水田政策の見直しのほか、米・麦・大豆の種子を安定的に供給する取組を支援するとともに、酒造好適米の安定供給に向けどのような支援が必要か検討。また、付加価値向上に向けて、麦・大豆・新市場開拓用米などについて、実需者の求める品質・数量などを安定的に供給する取組を引き続き支援。

2 中山間地域等直接支払、多面的機能支払の見直しでは、地域の営農や共同活動の将来にわたる継続を図っていく。

食料の安定供給に向けた現行支援策と見直しの方向性②

○生産性向上・付加価値向上に向けた施策

	品目	現行支援策	見直しの方向性
	主食用米	—	—
水活	うち業務用米	—	当面、単収向上等の支援を検討 (業務用米)
	非主食用米		生産性向上に向け、 10a当たりの収量に応じた単価で支援
	うち米粉用米等	10a当たりの収量に応じた単価で支援	
	うち新市場開拓用米等		
	麦、大豆、飼料作物	10a当たり定額の単価で支援	
産地交付金	都道府県等が指定した品目	資金枠の範囲内で都道府県等が助成内容を設定。付加価値向上等の取組も支援。	資金枠の範囲内で都道府県等が助成内容を設定。付加価値向上等に向けた目標を設定した上で、その取組を支援。
環境直接支払交付金	各品目共通	有機農業等の取組を支援	有機農業等の取組を支援 (環境直接支払交付金の見直し)
その他	麦、大豆、新市場開拓用米、 飼料作物 等	実需者の求める品質・数量などを安定的に供給する取組を支援。米・麦・大豆の種子を安定的に供給する取組を支援。	同左

○地域の営農・共同活動の継続に向けた施策

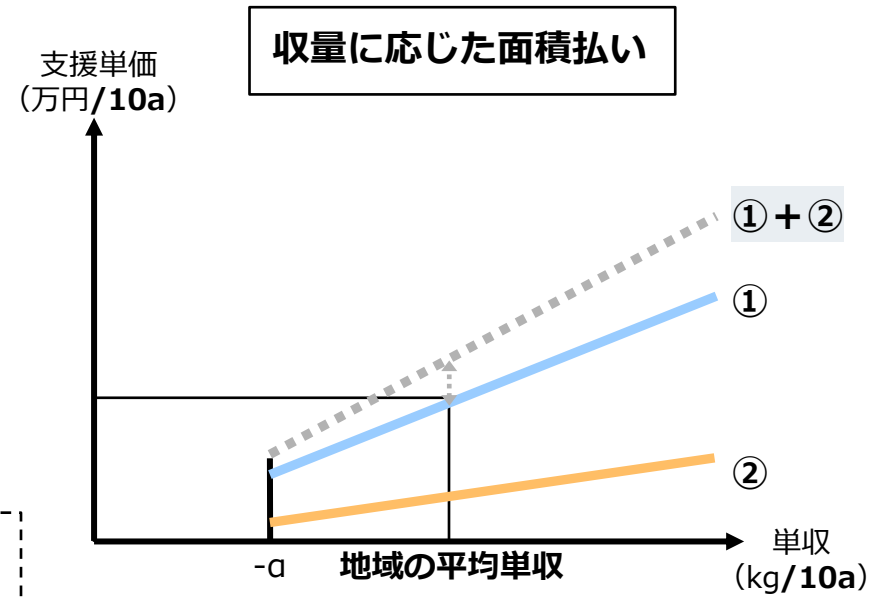
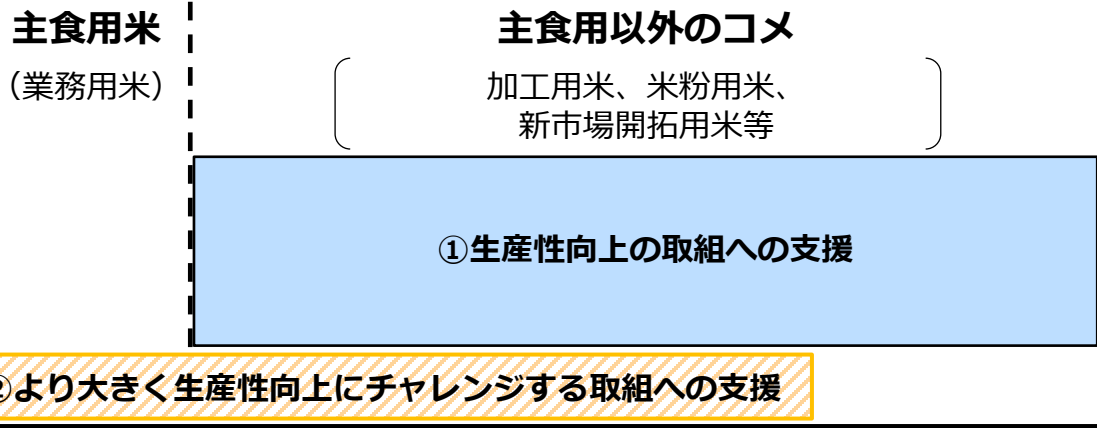
	品目	現行支援策	見直しの方向性
中山間地域等直接支払交付金	—	中山間地域等における条件不利を補正することで将来に向けた農業生産活動の継続を支援	中山間地域等における条件不利を補正することで将来に向けた農業生産活動の継続を支援 (中山間地域等直接支払交付金の見直し)
多面的機能支払交付金	—	地域の共同活動を支援	地域の共同活動を支援 (多面的機能支払交付金の見直し)

スケジュールについて

- 従前公表しているとおり、**令和9年度から開始することが基本。**
 - **生産現場へ必要な情報はできる限り早く伝えるとの基本姿勢の下、**
 - ・ **対策の基本的枠組みは、骨太方針（例年は6月上中旬に閣議決定）に反映させるため、5月に取りまとめ。**
 - ・ **予算編成過程でなければ決定し得ない単価等の要件は、予算編成の在り方等の進捗状況に併せて決定。**
 - 5月の取りまとめ後に、**地方説明会等を実施**して現場の意見を丁寧に把握しつつ、支援単価・要件等の詳細な制度設計の検討を進め、**円滑に開始する。**
- （
○ なお、**秋播き麦**の作付け等、令和9年度当初には既に作業が始まっている品目の取扱いについては、**引き続き検討。**
）

コメの生産性向上支援

- 農業者の急減に対応しながら、**多様なニーズ・用途の米を**、将来にわたり**国民へ安定供給**するため、担い手への農地集約や農地基盤整備とともに、単収向上や省力化生産、気候変動対応などの**生産性向上**を行っていく環境を整備することが重要。
- このため、以下の対策を講じる。
 - ① 主食用米以外のコメ（加工用米、米粉用米、新市場開拓用米等）について、**生産性向上の取組に対し、収量に応じた面積払いにより支援**
 - ② 業務用米などについて、外国産米との価格競争力強化に向け、当面、**より大きく生産性向上にチャレンジする取組に対し、収量に応じた面積払いによる支援を検討**



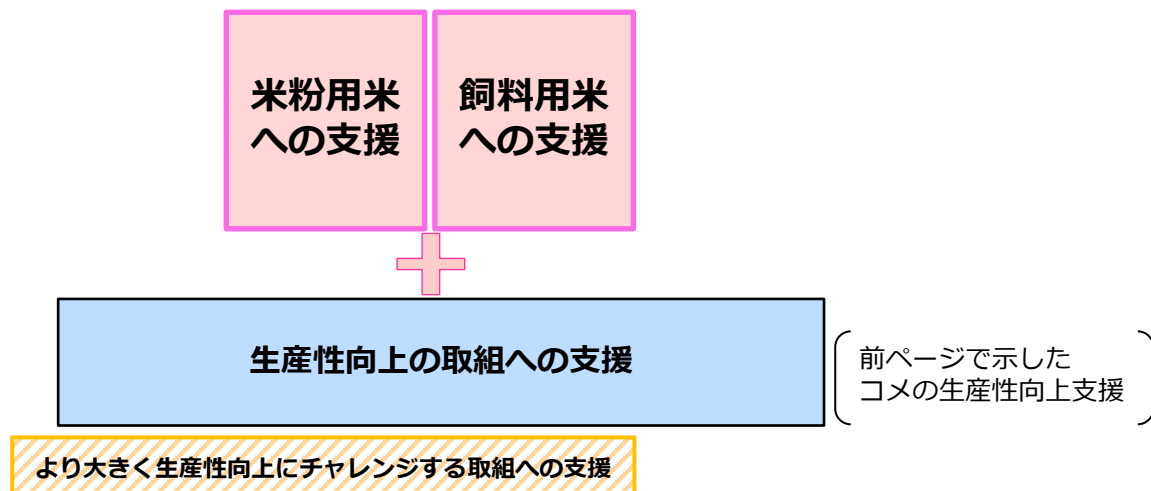
- ①支援対象：生産性向上の取組（効率的施肥、高温耐性品種等）
- ②支援対象：より大きく生産性向上にチャレンジする取組（直播、再生二期作等）
- ※**実需者等との事前契約**が要件 ※支援単価は、コメの**用途によらず一律**ただし、米粉用米、飼料用米については、別途支援を実施

※ 地域の平均単収を一定以上下回る場合は**支援なし**
 ※ なお、単収向上に関しては、作柄表示地帯別の単収をその基準とすることを基本とし、地域差に配慮した形とするとともに、災害等のやむを得ない事情による単収減についても配慮するなど、地域の实情にあった形での支援を検討する。

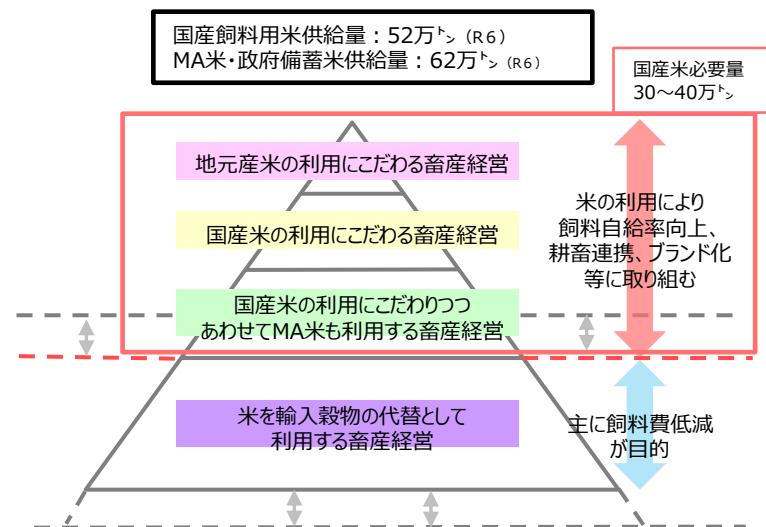
米粉用米・飼料用米に対する特別支援

- 主食用以外のコメについて、生産性向上の取組等を用途を問わず一律に支援する（P5）中で、そのうち現在でも手厚く支援している**米粉用米・飼料用米については、追加で支援を行う。**
- 米粉の需要は年々増加しているものの、製造コストが高いため、飛躍的拡大には至っていない。米粉の製造コストが削減されるまでの間、**米粉の需要拡大と米粉用米の生産拡大をセットで進める必要。**
- これまで水田活用直接支払交付金の中で助成を実施してきたことを背景に、現在、**国産の飼料用米をこだわって利用し、畜産物の差別化を図っている実需者（畜産農家）が存在することを踏まえ、必要量（下図右の赤枠部分）を確保できるよう対応をする。**
- いずれも、**実需者と農業者が連携する取組に対し、収量に応じて支援する。**

米粉用米・飼料用米に対する特別支援



飼料用米の利用者層のイメージ



※収量に応じて支援

（地域の平均単収を一定以上下回る場合は**支援なし**）

※**米粉用米**は、需要拡大にあわせた製粉コストの削減等を実需者が取り組んでいること、需要拡大等に取り組む実需者と農業者の複数年契約等による連携を要件とする。

※**飼料用米**は、畜産物の差別化を図っている実需者側と生産側の複数年契約等による耕畜連携を要件とする。

麦・大豆の生産性向上支援

○ 農業者の急減が見込まれる中、作業労働時間が短く水稲等と作業ピークが異なる**麦・大豆**は国民生活や農業経営において重要な作物である一方で、単収が低いことや気候変動の影響を受けやすく供給が不安定などの課題がある。

安定供給に向けた取り組みを推進するとともに、**生産性向上**に向けて、**適切な輪作体系や団地化、ブロックローテーションの構築等**を進めつつ、**排水対策等の基本技術や多収品種等の導入等の取組を推進**することが重要。

○ このため、地域の実情に配慮して、水田・畑にかかわらず、生産性向上の取組に対し、**収量に応じた面積払いにより支援**する。

対象作物：

- ・ 麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）
- ・ 大豆

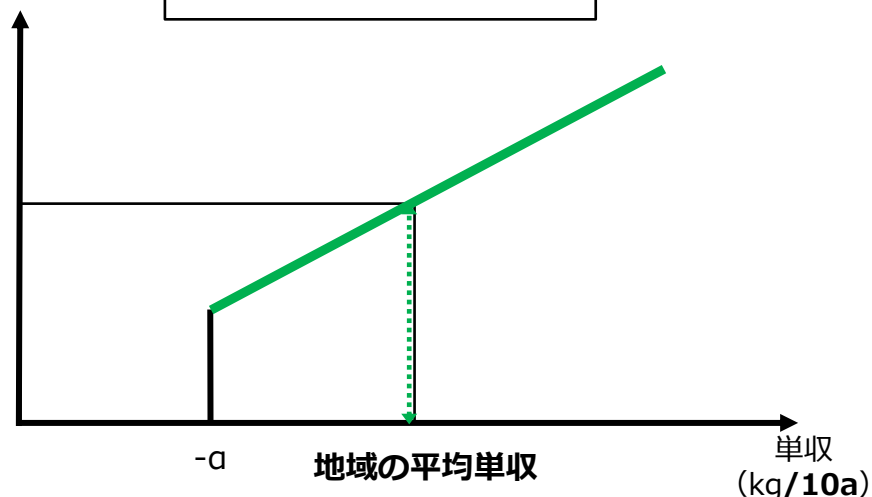
支援単価等：

適切な輪作体系や団地化、ブロックローテーションの構築等を進めつつ、排水対策等の基本技術や多収品種等の導入等の生産性向上の取組を行う者に対して、**収量に応じた面積払いにより支援**

水田・畑における営農体系や生産コスト等を踏まえて、それぞれ設定。

支援単価
(万円/10a)

収量に応じた面積払い



※ 地域の平均単収を一定以上下回る場合は**支援なし**

※ なお、単収向上に関しては、都道府県別の単収をその基準とすることを基本とし、地域差に配慮した形とするとともに、災害等のやむを得ない事情による単収減についても配慮するなど、地域の実情にあった形での支援を検討する。

飼料作物の生産性向上支援

- 基本計画に基づき、畜産への国産飼料の供給拡大を図るためには、今後、労働力不足が深刻化する中でも、田畑をフル活用していく観点から、他作物より**省力的で地域に需要のある飼料作物の作付を拡大**していくことが重要。
- 一方で、飼料作物の生産課題に対応した生産性向上に向けて、**排水性向上など作物に適した栽培条件の改善や青刈りとうもろこし等の栄養収量の高い草種への転換等の取組を推進**する必要。
- このため、地域の実情に配慮して、生産性向上の取組に対し、**収量に応じた面積払いにより支援**する。

✓ 対象作物：

- ・青刈りとうもろこし、牧草、ソルゴー、子実用とうもろこしなど
- ・WCS用稲（飼料用米を除く）

※WCS用稲については、これまで水田活用直接支払交付金の中で助成を実施してきたもの。飼料作物としての生産性の観点も踏まえ、専用品種への転換を促す。

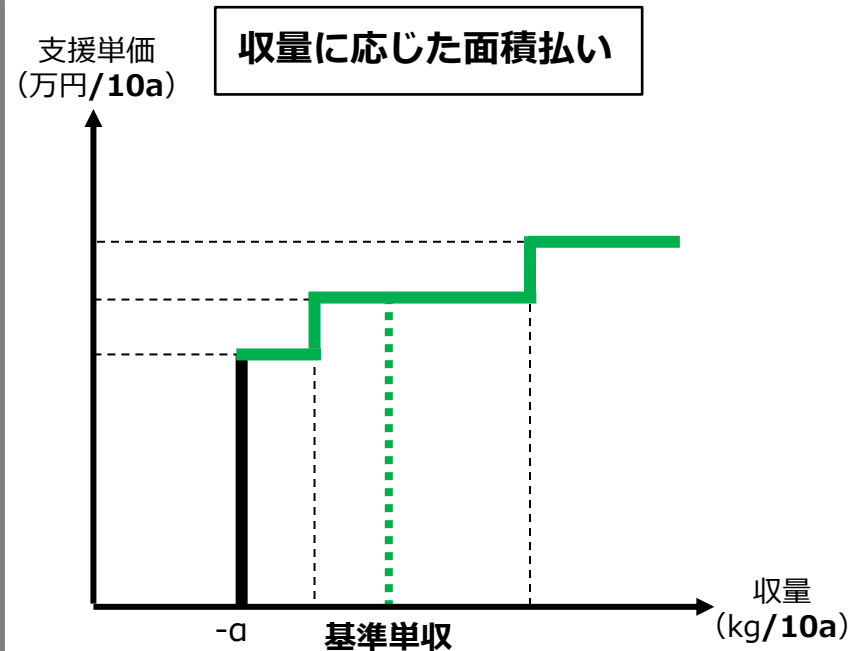
✓ 支援対象者：

実需者との利用供給協定を締結し、生産性向上に取り組み※、飼料作物の本作化を図る飼料生産者（自家利用を含む）

- ※排水性向上など作物に適した栽培条件の改善
- 生産性の高い奨励品種の利用促進
- 飼料生産組織やスマート技術による作業の効率化
- 気候変動・獣害に対応した栽培 等

✓ 支援単価等：

作物ごとに収量に応じた形で支援単価を設定。



※ 基準単収を一定以上下回る場合は**支援なし**

※ 収量はロール数等を確認

※ 基準単収は、地域の実情を踏まえつつ、作物ごとに設定。

なお、災害等のやむを得ない事情による単収減についても配慮。

産地交付金の見直し

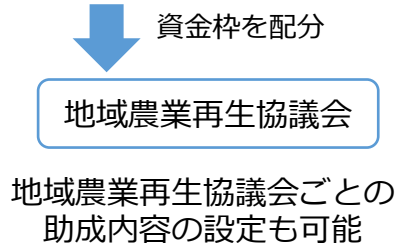
- 産地交付金については、水田を活用し、地域の特色を活かした産地形成の促進に一定の効果を上げてきたが、既に産地化している品目への支援が固定化するなど、支援の効果検証とその結果に基づく支援内容の見直しがされていない等の課題。
- このため、水田・畑に関わらず、効果検証とそれに基づく支援内容の見直しを適時適切に実施し、地域の実情に応じて効果的な産地形成が促進される仕組みに見直す。

産地交付金の仕組み



都道府県

資金枠の範囲内で
都道府県が
助成内容を設定



今後

- ※配分の設定主体は都道府県が基本
- ※配分方法時、**中山間地域等の条件不利地域に配慮**

都道府県や全国の地域再生協への調査で明らかとなった課題

- ① 都道府県や地域の設定目標が「作付面積の拡大」に偏在し、生産性・収益性向上や、供給の安定化といった効果を評価できる目標がない
- ② 効果検証を踏まえた支援内容の見直しがされていない
- ③ 都道府県への配分基準に透明性がないとの指摘

対応

- ① 品質向上・安定供給に向けた複数年契約割合拡大など、作付面積拡大以外の生産性・収益性等に関する**定量的な目標を設定**
- ② 都道府県や地域による支援の**効果の評価・検証**をし、**PDCA**を適切に行って、**支援内容の随時の見直しを行う**
- ③ 客観的指標に基づく**配分の透明化等**を図った上で、将来的には目標の高さやその達成度合いを産地交付金の配分に反映することを検討

(参考) 作付面積以外の目標の設定例

- ・ 実需者の求める大豆品種への切り替えに向けて、品種導入割合の目標を設定（宮城県大崎市）
- ・ 小麦のタンパク質含有率、麦・大豆の等級基準の達成者割合の目標を設定（山口県）
- ・ 輪作体系を確立し、連作障害を回避、各作物の単収向上の目標を設定（北海道岩見沢市等）
- ・ 安定的な供給体制の確保に向け、複数年契約の割合に関する目標を設定（茨城県）

中山間地域等直接支払及び多面的機能支払の見直し

- 農村地域の人口減少・高齢化により、農地の保全管理等の共同活動を行う者が不足するなど活動組織の継続に支障が生じている中、地域の営農や共同活動が将来にわたって継続できるよう、特に中山間地域では人口減少等が加速度的に進行していることも踏まえ、プッシュ型で取り組むなど、次の対策を講じる。

中山間地域等直接支払

対象農用地の拡大	○ 傾斜によらない不利性（法面管理、ほ場条件等）を有する農地 について、協定農地の営農や共同活動の継続に地方公共団体が必要と認める場合に、集落協定の 対象農地へ位置付け
地方負担の軽減	○ 現行の地方財政措置に加え、更なる 地方の負担軽減策 としてどのような対応ができるか検討

多面的機能支払

活動組織の支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部人材の確保や先進技術の活用により作業の省力化を図る取組を支援し推進 ○ 地域全体で長期中干し、冬期湛水等の取組を拡大させる観点から、取組に対して行っている現在の支援を、活動組織にインセンティブが働く支援に見直し
------------	--

両支払共通

プッシュ型による取組強化	<p>国は、都道府県・市町村とともに、地域計画の見直しとも連携しつつ、集落に対する関与を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和8年度から直ちに全地方農政局によるカバー率の低い市町村等に対する働きかけを先行的に開始 ○ 全ての都道府県で市町村等への制度の周知も含めたサポート体制を構築。対象農地選定を効率化するためのデジタル技術の活用促進 ○ 中山間地域等直接支払について、共同活動が困難な場合は、地域の実情に合わせて、集落協定にこだわらず個別協定も推進
返還免除規定の徹底	○ 宅地等へ転用された農地等が遡及返還の対象（協定農地全てを対象とする連座制ではなく当該農地のみ）となり、高齢や病気等のやむを得ない事情がある場合には、 遡及返還が不要であることを徹底
一体的実施の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中山間地域等直接支払の集落協定が、既存の組織のままで多面的機能支払もまとめて申請できる仕組みを導入し、多面的機能支払の取組拡大を図る ○ 中山間地域等直接支払の用途については、共同活動払いが集落の営農継続を支えている点を踏まえ、集落の状況や課題に応じてそれぞれの集落において最適なバランスで個人払いと共同活動払いを選択（集落の選択で全て個人払いとすることも可） ○ 郵便局やRMO、地域の企業等との連携により事務局機能の強化・事務負担の軽減を図る

(別紙) 中山間地域等直接支払と多面的機能支払の一体的実施の推進について

- 中山間地域等直接支払の取組拡大（①条件不利の実態を踏まえ地方公共団体が必要と認める場合、対象農用地に位置づけ・②制度活用が可能な地域におけるカバー率の向上）を図るとともに、集落協定が既存の組織のままで多面的機能支払もまとめて申請できる仕組みを導入することにより、多面的機能支払との一体的実施を促進し、中山間地域に対する支援の更なる充実を図る。

1. 田（急傾斜・緩傾斜）の実施率（推計）

傾斜区分	対象面積 ①※1	実施面積 ②※2	実施率 ②/①
急傾斜	26.6万ha	13.2万ha	50%
緩傾斜	52.3万ha	15.1万ha	29%

※1 9法（「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「棚田地域振興法」）の指定地域において傾斜条件を満たす田の耕地面積（推計値）

※2 9法指定地域における令和6年度の田の交付面積（都道府県特認地域での交付面積を除く）

2. 中山間直払と多面支払の実施イメージ

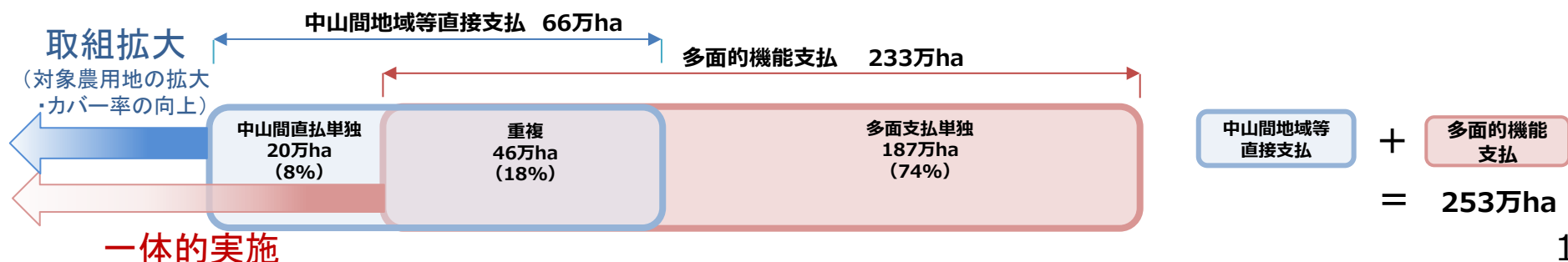
中山間直払のみ実施している場合



両支払を一体的に実施している場合



3. 中山間地域等直接支払と多面的機能支払の重複状況（令和6年度）



新たな環境直接支払交付金

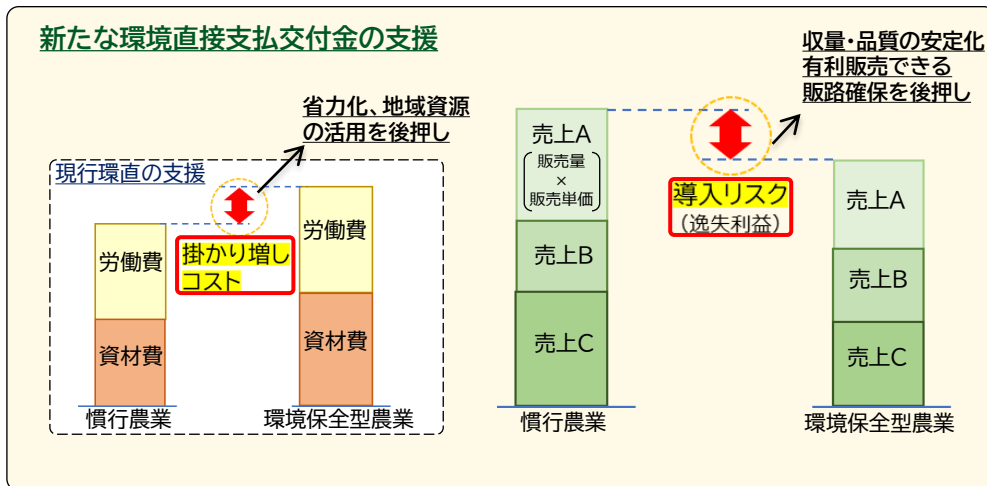
- 環境負荷低減の取組を広げること、国際情勢に左右されやすい化学肥料への依存度を減らすなど、食料安全保障に寄与するとともに、輸出を含め付加価値を高めた稼げる農業の実現に貢献する。このため、環境直接支払交付金は、
- ① これまでの地域支援から、みどりの食料システム法の計画認定に基づく農業者支援とする。
 - ② 農法の転換・拡大時の掛かり増しコストに加え、減収等の導入リスクも軽減する支援とし、一定期間で取組の定着・自立を促す支援とする。
 - ③ 水田政策の見直しの中で、生産性向上と環境負荷低減の両立を促す支援とし、取組に応じた面積払いとする。

◆新たな環境直接支払交付金のイメージ

(1) 支援の考え方

- ・ みどり認定農業者を対象とする。
- ・ ①有機農業への転換、②環境価値を創出する取組、③土づくりの面的拡大等に資する取組について、取組ごとの転換・拡大時の「掛かり増しコスト」だけでなく「導入リスク」にも対応した支援を行う。

導入リスク(逸失利益): 農法転換時の収量減少や品質低下等による収益低下



- ・ 事業要件として、5年後までに以下の①～③の取組を実施
- ① 市場評価を高める取組(出荷ロットの拡大、消費者等への訴求)
- ② 生産安定化の取組(収量減少、品質低下等への対策)
- ③ デジタル化の取組(営農管理ソフトの導入)

(2) 支援対象取組(案)

支援内容(例)

① 有機農業への転換支援

慣行農業等から有機農業への転換に向けた取組への支援



② 環境価値の創出支援

温室効果ガス削減等の民間投資につながる取組への支援



③ 土づくりの面的拡大等への支援

土づくりや化学肥料・化学農薬の低減の取組への転換・面的拡大の支援



(3) 支援対象取組の更新

- ① 支援対象取組は5年ごとに見直し、十分に普及した取組は新たに確立された取組に入れ替え
- ② 同一圃場での同一取組への支援は、みどり認定の計画期間(5年)までとし、新たな圃場への拡大等を促進

(別紙) みどり法の計画認定 (みどり認定) に基づくメリット措置

- みどり認定農業者に対しては、現在、設備投資や産地の生産・流通体制の構築など、様々なメリット措置を講じているが、これらに加え、新たな環境直接支払交付金により環境負荷低減の取組拡大を総合的に推進

みどり法に基づく計画認定 (みどり認定)

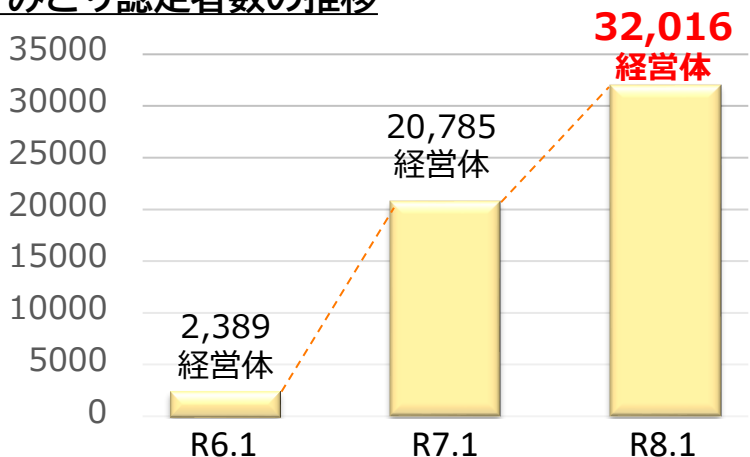
1. みどり認定のポイント

(1) 環境負荷低減に取り組もうとする農業者が、計画(5年間)を作成

- 認定対象となる取組
 - ① 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動(有機農業を含む)
 - ② 温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動
 - ③ 別途、農林水産大臣が定める事業活動(生物多様性、脱プラ等)

(2) 都道府県知事が、みどり基本計画に基づき、農業者の計画を認定

2. みどり認定者数の推移



【みどり認定農業者へのメリット措置】

- 環境負荷低減の取組に必要な機械・設備導入を支援

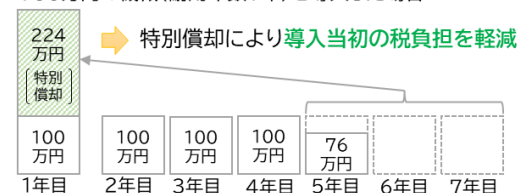
➔ ① 設備投資の際の税制優遇(特別償却)

<税制特例の対象機械(例)>



特別償却のイメージ

700万円の機械(耐用年数7年)を導入した場合



➔ ② 日本政策金融公庫の無利子融資等の貸付け

対象融資: 農業改良資金(無利子、償還期間10年→12年) 等

- 産地の生産・流通体制の構築を支援

➔ ③ 様々な国庫補助金での優先採択等

対象事業: みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金 等

<新たに実施>

- 環境負荷低減型の農法への転換・拡大時のコスト・リスクに対する支援

➔ ④ 新たな環境直接支払交付金の交付

(参考) 食料・農業・農村基本計画 (令和7年4月11日 閣議決定) (抜粋)

(1) 水田政策の見直し

水田政策を、以下の方向で令和9年度から根本的に見直す。

水田を対象として支援する水田活用の直接支払い交付金(水活)を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する。このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めない。

※現行水活の令和7年・8年の対応として、水稲を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進する。輸出を含めた米需要拡大を目指し、新市場開拓用米、米粉用米等を支援する。

国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。

麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討する。

有機や減農薬・減肥料等について支援する(主食用米も対象)。

農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながらより多くの離農農地の引受けを進めていけるよう、農地の集約化等への支援制度について、既存制度を見直し、強化する。

産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討する。

中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大する。多面的機能支払について、活動組織の体制を強化する。

予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用する。このように、構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく。